

島根県観光キャラクター『しまねっこ』キャラクター使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、島根県観光キャラクター『しまねっこ』のキャラクター(以下「デザイン等」という。)使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許諾)

第2条 デザイン等を使用しようとする者(以下「使用申請者」という。)は、あらかじめ使用許諾申請を行い公益社団法人島根県観光連盟会長(以下「会長」という。)の使用許諾を得なければならない。

- 2 使用許諾を受けた事項を変更する場合についても、前項の規定と同様とする。
- 3 会長は、前2項の規定によりデザイン等の使用を許諾する場合においては、条件を付することができるものとする。
- 4 会長は、使用申請者が第1項および第2項の規定による使用許諾申請に要した費用については、一切の責任を負わないものとする。

(使用許諾の期間)

第3条 デザイン等の使用許諾の期間は、前条第1項および第2項の規定により使用許諾を受けた日から1年間とする。ただし、デザイン等の使用期間が限定されている場合は、当該使用許諾の期間を短縮することができる。

- 2 前項の期間満了後において、引き続きデザイン等を使用しようとするときは、改めて申請を行い、使用許諾を受けなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、前条第1項または第2項の規定により使用許諾を受けた者(以下「使用者」という。)は当該使用許諾を受けた事項を変更しない限り、第1項の期間満了後においても、在庫整理の期間としてデザイン等を使用することができる。

(使用許諾の制限)

第4条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、デザイン等の使用を許諾しないものとする。

- (1) デザイン等の使用によって誤認または混同を生じさせる恐れがあると認められるとき。
- (2) デザイン等のイメージを損なう恐れがあると認められるとき。
- (3) 立体物で、その形状等がデザイン等の立体物と認められないとき。
- (4) 宗教的行事、宗教的活動、政治活動等に使用するとき。
- (5) その他デザイン等の使用が適当でないとき。

(使用許諾の解除等)

第5条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用許諾契約を解除し、または、当該使用許諾を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要綱及びこの要綱に基づく取扱要領に違反したとき。
 - (2) 使用者が第2条第3項の使用許諾の条件に違反したとき。
 - (3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 2 会長は、前項の規定による使用許諾の取消により使用者に生じた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(個人情報の保護)

第6条 会長は、デザイン等の使用許諾にあたり取得した使用申請者の個人情報を、島根県個人情報保護条例(平成14年島根県条例第7号)に基づき、適正に取り扱わなければならない。

(有償使用)

第7条 デザイン等の使用は有償とし、使用者は使用許諾料及び証紙代を納付しなければならない。

(使用許諾料)

第8条 デザイン等の使用許諾料は、次の各号に掲げるデザイン等の使用区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 商品(販売を目的として製造する製品(そのパッケージを含む。)及びそれに準ずるもの。)に使用する場合 商品の販売総額(販売小売価格(消費税を含む。)にその予定生産量または生産実績数量のいずれか多い方を乗じて算出される金額)に1パーセントを乗じて得た額
- (2) 景品(商品等の販売促進を目的とした製品及びそれに準ずるもの。)に使用する場合 その製造・制作費用に1パーセントを乗じて得た額
- (3) 前号に該当しない場合 別途会長が決定する額

2 会長は、次に掲げる商品については、前項第1号の規定にかかわらず使用許諾料を別途個別に協議の上決定することができる。

- (1) 原価率が著しく高い商品
- (2) 特殊な原材料を使用するなど特殊な商品耐性の商品
- (3) 金融商品等販売総額の特定が難しい商品
- (4) その他特殊な事情があると会長が認める商品

(証紙の交付)

第9条 使用者は、有償による使用を行う場合には、商品その他デザイン等を使用する対象物(以下「使用品」という。)の1個ごとに会長から交付を受けた証紙を貼り付けなければならない。ただし、使用品の性格上直接貼付することが困難な場合については、使用者は、会長と別途協議を行った上で、当該使用品の製造数量に限り、証紙の陰影を直接印刷するなど代替措置を執ることができる。

2 証紙代(前項ただし書きの場合を含む。)は、1枚1円とする。

(無償使用及び減額使用)

第10条 第7条の規定にかかわらず、会長は、デザイン等の使用を無償で許諾し、またはデザイン等の使用許諾料のうち会長が必要と認める割合を減額することができる。この場合における基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 無償の基準

- ア 国、他の地方公共団体その他公共団体が公用または公共用に使用するとき。
- イ 自治会、NPOその他の公共的団体等が公益的な活動のため使用するとき。
- ウ 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が報道目的に使用するとき。
- エ 出版社、旅行会社等が使用する場合で、県への誘客効果が期待できるとき。
- オ その他公益上の観点から、会長が無償とすることが適当であると認めるとき。

(2) 減額の基準

公益上の観点から、会長が減額することが適当であると認めるとき。

(使用許諾料等の納付)

第11条 使用者は、会長から第2条の使用許諾を得られた日から起算して2週間以内に、第8条の規定により算出した使用許諾料(前条の規定により、使用許諾料を減額することとした場合は、減額後の使用許諾料)及び第9条の証紙代を指定の口座に振り込まなければならない。この場合における振り込み手数料は、使用者の負担とする。ただし、証紙を貼付できない使用品で、生産量が推測できない場合は、使用許諾を受けた日から当該日の属する年度の末日(以下「年度末日」という。)の生産実績により算出した使用許諾料及び証紙代を年度末日から起算して2週間以内に指定の口座に振り込むこととする。

2 前項の規定により納入された使用許諾料及び証紙代は、理由のいかんを問わずこれを還付しない。使用許諾を受けた事項の変更により新たに使用許諾料及び証紙代が納入された場合も同様とする。

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第12条 使用者は、第2条の規定により使用許諾を受けた事項以外の目的にデザイン等を使用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年2月16日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。